

令和7年度 技術情報第5号
いちご うどんこ病

令和7年12月23日
静岡県病虫害防除所長

**中遠地域でいちごのうどんこ病が平年より多く発生しています。
その他の地域でも被害の発生、拡大のおそれがあるため、
防除に努めてください。**

1 発生状況

- (1) 県病虫害防除所による令和7年12月上中旬のいちご巡回調査では、県全域におけるうどんこ病の平均発病株率は3.1%（平年1.1%、平年比2.8倍）と平年より多く、発生面積率も13.3%（平年8.4%、平年比1.6倍）と平年より高かった（表1）。
- (2) 地域別の発病株率及び発生面積率は、東部では発生なし（平年1.4%及び8.0%）、中部では0.4%（平年0.9%）及び10.0%（平年12.0%）、中遠では9.0%（平年1.1%、平年比8.2倍）及び30.0%（平年5.0%、平年比6.0倍）と中遠で多発していた。（表1）。
- (3) いちご病虫害防除員6名からの報告によると、本種の発生について3名が「やや多い」または「多い」と回答した。

2 防除対策

- (1) 胞子の発芽適温は20℃前後であり、施設内は本病の発生に好適な環境となるため、予防に努める。
- (2) 株が過繁茂となると発生が助長されるため、下葉除去を適切に行う。また、結実や収穫による草勢の衰えや、窒素肥料の過多も発生を助長するため、適切な栽培管理を行う。
- (3) 発病果実や茎葉は有力な伝染源となるため、ハウス内に放置しない。速やかに除去し、ビニール袋に入れて腐らせるなど、適切に処理を行ってから処分する。
- (4) 多発生すると防除が困難になる。ほ場をよく観察し、発病が少しでも見られた場合は早急に防除する。その後も1週間程度の間隔で薬剤散布を行い、初期防除を徹底する。
- (5) 薬剤防除については、[「静岡県農薬安全使用指針・農作物病虫害防除基準」](#)を参照する。薬剤感受性の低下を避けるため、同一系統薬剤の連用を避け、ローテーション散布を行う。
- (6) 不明な点については、病虫害防除所、最寄りの農林事務所等の指導機関に問い合わせる。

表1 県内各地域のいちごにおけるうどんこ病の発生状況(12月上中旬)

		東部	中部	中遠	県平均
発病株率(%)	本年	0	0.4	9.0	3.1
	平年	1.4	0.9	1.1	1.1
発生面積率(%)	本年	0	10.0	30.0	13.3
	平年	8.0	12.0	5.0	8.4

注) 各地域10ほ場、1ほ場あたり50株を調査。



図1 葉における病徴



図2 うどんこ病の多発による巻葉症状



図3 肥大期の果実における病徴



図3 成熟した果実における病徴

【問合せ先】 静岡県病害虫防除所

〒438-0803 磐田市富丘 678-1 TEL 0538-36-1543 FAX 0538-33-0780

ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/norinjimusho/1058658/boujo/index.html>

